

大阪府医療審議会在宅医療推進部会設置要綱

(設置)

第1条 在宅医療の推進に関する事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「在宅医療推進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった在宅医療の推進に関する事項について、調査審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。

- 2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

- 2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができます。
- 6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 部会委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。